

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託

公募型プロポーザル募集要領 <令和3年度版>

1 目的

この要領は、東北自動車道「矢吹 IC」と磐越自動車道「小野 IC」を結ぶ延長 L=35.9km の自動車専用道路である「(主) 矢吹小野線 (あぶくま高原道路)」のうち、福島県道路公社 (以下「道路公社」という) が管理する「矢吹 IC」から「福島空港 IC」間 L=13.6km 区間における道路利用者の安全・安心を守るための体制を確保すること及び料金収受を目的に、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により業務委託者を募集・決定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託

(2) 業務内容

本業務は、あぶくま高原道路の道路管理等業務及び料金収受業務を委託するものである。

<あぶくま高原道路 道路管理等業務>

矢吹 IC ~ 福島空港 IC L=13.6km W=7.0(10.5)m

交通管理業務、道路維持補修業務、雪氷業務

<あぶくま高原道路 料金収受業務>

【総価契約】

①料金収受業務	矢吹料金所での料金収受 一式
②交通管理業務 (情報連絡、交通巡視)	道路延長 L = 13.6km、3回/日
③道路維持業務 (道路清掃、除草、植栽管理)	道路延長 L = 13.6km 域内清掃 一式 除草 一式 植栽管理 一式

【単価契約(主な工種)】

①交通管理業務 (緊急出動)	L = 13.6km
②舗装補修業務	L = 13.6km
③道路維持補修業務	L = 13.6km
④雪氷業務	L = 13.6km
⑤除雪業務	L = 13.6km
⑥料金収受業務	緊急時の増員

(3) 履行期限

令和3年4月1日から令和5年3月31日限り (2ヶ年) とする。

(4) 業務の規模

参考業務規模として、過年度実績を参考として、単価契約と総価契約の2ヶ年合計で概算額は426百万円程度 (令和3年度213百万円、令和4年度213百万円) を想定している。

3 参加資格等

プロポーザル参加申請書 (以下、「申請書」という。) を提出する者は、事業協同組合 (以下

「協同組合」という。) または共同企業体であつて、協同組合は(1)の要件を、共同企業体は(2)の要件をすべて満たしていることとする。

(1) 協同組合

- ア 定款で道路の維持管理の共同受注を目的としていること。
- イ 組合員は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 組合員の代表は、建設業法(昭和24年法律第100号)の許可業種土木工事業、とび・土工工事業・造園工事業及び舗装工事業の許可を得ている者であること。
(建設業許可書の写しを参加表明書(様式-3-1)に添付すること。)
- エ 組合員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に該当しないものであること。
- オ 組合員は、福島県31・32年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事に登録されている者であること。なお、A等級の組合員を1者以上含むこと。
- カ 組合員は、県南建設事務所、石川土木事務所、三春土木事務所管内のいずれかに主たる本店又は支店・営業所(※)を有する者であること。
※支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であつて、福島県平成31・32年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。
(建設業許可書、法人登記簿等、証明できるものの写しを参加表明書に添付すること。)
- キ 組合員の数は3者以上とし、県南建設事務所及び石川土木事務所管内の組合員が各1者以上含まれていること。
- ク 協同組合は過去5年間に国及び地方公共団体から次に示す4業務のすべてを受注した実績(元請けとしての実績に限る)があること。又は4業務を受注した実績(元請けとしての実績に限る)がある組合員を含むこととし、4業務の受注については、単独又は複数者の別は問わない。
 - ①同種業種：道路維持補修業務、舗装維持修繕業務
 - ②交通管理業務
 - ③除雪業務(実績等の確認できる資料は、提案書等(様式-5-3)によるものとする)
- ケ 福島県道路公社に主任技術者を専任で常時1名以上配置できる者であること。
なお、主任技術者とは、建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。
(主任技術者の名簿は、提案書等(様式-5-1、様式-5-2)によるものとする)
- コ 緊急時の通行規制等に対応するため、交通管理員として、担当者を2名以上及び作業員を10名以上の合計12名以上の要員を配置できる者であること。
(交通管理員及び作業員の名簿は、提案書等(様式-5-1)によるものとする)
- サ 除雪作業に係わる作業員として、「非常体制時」にパトロール要員2名以上、除雪機械のオペレーター4名以上を配置できる者であること。
なお、配置予定の除雪機械は、「除雪トラック」「凍結防止剤散布車」のため、除雪機械のオペレーターは大型自動車免許の資格を有するものとする。
(除雪時パトロール要員及び除雪機械のオペレーターの名簿は、提案書等(様式-5-1、様式-5-2)によるものとする)
- シ 料金收受作業に関わる作業員として、通行量増大時に2ゲート徴収対応のために2名以上を配置できる者であること。
(料金收受員の名簿は、提案書(様式-5-1)によるものとする)

- ス 組合員のうち半数以上は、あぶくま高原道路の「矢吹 IC」「矢吹中央 IC」「玉川 IC」「福島空港 IC」のいずれかの IC に概ね 30 分で到着可能な場所に主たる本店又は支店・営業所を有する者であること。主たる本店又は支店・営業所から IC までの移動には高速道路の利用も可能とし、走行速度は一般道 40km/h、あぶくま高原道路 70km/h、東北自動車道 100km/h、磐越自動車道 80km/h とし算出する。
(最寄り IC までの到着時間の資料は、提案書等(様式-5-4)によるものとする)
- セ 組合員は、プロポーザルに参加する他の協同組合の組合員又は共同企業体の構成員と重複してはならない。

(2) 共同企業体

- ア 構成員は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 構成員の代表は、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の許可業種土木工事業、とび・土工工事業・造園工事業及び舗装工事業の許可を得ている者であること。
- ウ 構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 3 条第 1 項各号に該当しないものであること。
- エ 構成員は、福島県平成 31・32 年度工事等請負有資格者名簿の一般土木工事に登録されている者であること。なお、代表構成員は A 等級の者であること。
- オ 構成員は、県南建設事務所、石川土木事務所、三春土木事務所管内のいずれかに主たる本店又は支店・営業所(※)を有する者であること。
※支店・営業所とは、県内に本店を有する者(県内業者)の支店・営業所であって、福島県平成 31・32 年度工事等請負有資格者名簿に記載された委任先をいう。
- カ 構成員の数は 3 者以上とし、県南建設事務所及び石川土木事務所管内の構成員が各 1 者以上含まれていること。
- キ 全ての構成員の出資比率が、均等割の 10 分の 6 以上であること。なお、代表構成員は出資比率が構成員中最大であること。
- ク 協同企業体は過去 5 年間に国及び地方公共団体から次に示す 4 業務のすべてを受注した実績(元請けとしての実績に限る)がある構成員を含むこととし、4 業務の受注については、単独又は複数者の別は問わない。
①同種業種：道路維持補修業務、舗装維持修繕業務
②交通管理業務
③除雪業務
(実績等の確認できる資料は、提案書等(様式-5-3)によるものとする)
- ケ 福島県道路公社に主任技術者を専任で常時 1 名以上配置できる者であること。
また、主任技術者とは、建設業法でいう主任技術者と同等の資格要件を有するものとする。
なお、主任技術者は代表構成員、構成員からの選任は問わない。
(主任技術者の名簿は、提案書等(様式-5-1、様式-5-2)によるものとする)
- コ 緊急時の通行規制等に対応するため、交通管理員として、担当者を 2 名以上、及び作業員を 10 名以上の合計 12 名以上の要員を配置できる者であること。
(交通管理員及び作業員の名簿は、提案書等(様式-5-1)によるものとする)
- サ 除雪作業に係わる作業員として、「非常体制時」にパトロール要員 2 名以上、除雪機械のオペレーター 4 名以上を配置できる者であること。
なお、配置予定の除雪機械は、「除雪トラック」「凍結防止剤散布車」のため、除雪機械のオペレーターは大型自動車免許の資格を有するものとする。
(除雪時パトロール員及び除雪機械のオペレーターの名簿は、提案書等(様式-5-

- 1、様式-5-2)によるものとする)
- シ 料金收受作業に関わる作業員として、通行量増大時に2ゲート徴収対応のために2名以上を配置できる者であること。
(料金収受員の名簿は、提案書(様式-5-1)によるものとする)
- ス 構成員のうち半数以上は、あぶくま高原道路の「矢吹IC」「矢吹中央IC」「福島空港IC」のいずれかのICに概ね30分で到着可能な場所に、主たる本店又は支店・営業所を有する者であること。主たる本店又は支店・営業所からICまでの移動には高速道路の利用も可能とし、走行速度は一般道40km/h、あぶくま高原道路70km/h、東北自動車道100km/h、磐越自動車道80km/hとし算出する。
(最寄りICまでの到着時間の資料は、提案書等(様式-5-4)によるものとする)
- セ 構成員は、プロポーザルに参加する他の協同企業体の構成員又は共同組合の組合員と重複してはならない。

4 プロポーザルの提案課題、評価項目・配点

プロポーザルの評価項目・配点は、下表のとおりとする。

評価項目	評価着目点		判断基準
予定技術者 (50点)	主任技術者	技術者が有する技術者資格及びその分野 ①又は②(10点) ③又は④(5点)	①1級土木施工管理技士 ②1級建設機械施工技士 ③2級土木施工管理技士 ④2級建設機械施工技士 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-2「主任技術者主要業務実績表」)
		過去5年の同種業務の実績内容 (5点)	①同種業務の実績がある ※上記以外は評価しない。 (様式-5-2「主任技術者主要業務実績表」)
		配置 (5点)	①専任で2名以上配置する ※上記以外は評価しない。 (様式-5-1「業務実施体制」)
	交通管理員	配置 (5点)	①3名以上配置する ※上記以外は評価しない。 (様式-5-1「業務実施体制」)
	作業員	配置 (5点)	①11名以上配置する ※上記以外は評価しない。 (様式-5-1「業務実施体制」)
	除雪機械のオペレーター	過去5年の同種業務の実績内容 (5点)	①同種業務の実績 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-2「除雪機械オペレーター主要業務実績表」)
			①5名以上配置する。

		配置 (5点)	※上記以外は評価しない。 (様式-5-1「業務実施体制」)
	料金収受員	過去5年の同種業務の実績内容 (5点)	①同種業務の実績 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-2「料金収受業務実績表」)
		経験者の配置 (5点)	①料金徴収業務経験者を3名以上配置する。 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-1「業務実施体制」)
地域における管理精通度 (20点)	受注管理業務実績		①県南建設事務所及び石川土木事務所管内で同種業務について受注実績がある。 ※上記の「業務」は、国及び地方公共団体の発注業務とする。 ※上記以外は評価しない。 (様式-5-3「受注管理業務実績」)
連携・連絡体制に対する提案 (20点)	「平常時」「緊急時」の共同企業体・協同組合の役割分担・連携・連絡体制(指揮系統の明確化等)が的確となっているか		複数の管内の企業が維持管理に携わることとなるため、役割分担、連携・連絡体制が確立されるような提案に対して優位に評価する。 (様式-4-1「提案書ー連携・連絡体制に対する提案」)
自動車専用道路の維持管理全般に対する提案 (50点)	安全性・的確性 (20点)		安全性・的確性 24時間体制の自動車専用道路における維持管理の安全性・的確性が確保されている提案に対して優位に評価する。 (様式-4-2「提案書ー自動車専用道路の維持管理全般に対する提案」)
	創意工夫 (30点)		創意工夫 維持管理において創意工夫(コスト縮減・安全性の向上)が図られるような提案に対して優位に評価する。 ・パトロールや点検結果の整理 ・現場に適した補修工法提案 ・日常業務の中での軽微な補修 ・その他有効なコスト縮減策 ・有効な安全性向上策 (様式-4-2「提案書ー自動車専用道路の維持管理全般に対する提案」)
緊急時の対応に関する提案	緊急時における初動態勢の確保が的確となっているか		緊急時の通行規制やインターチェンジ閉鎖などの対応が迅速に行えるよ

(20点)		うな提案に対して優位に評価する。 (様式-4-3「提案書—緊急時対応に対する提案」)
料金収受に関する提案 (20点)	お客様への対応が的確となっているか	料金収受時お客様に不快感を与えないような対応方法やクレームに対する対応方法についての提案に対して優位に評価する。 (様式-4-4「提案書—料金収受に対する提案」)
合計 180点		

5 手続き等

(1) 担当部局等(事務局)

福島県西白河郡矢吹町下宮崎166番地

福島県道路公社 事務局総務課

電話番号 0248-41-2171

ファクシミリ 0248-41-2174

電子メール soumu@dorokosha-fukushima.or.jp

(2) 募集要領等の配布期間及び方法

募集要領等を福島県道路公社ホームページ (<http://www.dorokosha-fukushima.or.jp/>) により配布する。

ア 配布期間

令和3年2月8日(月)から令和3年2月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の9時から17時までとする。

6 不明の点がある場合の質疑について

(1) 質問書(様式-1)の受領期限並びに提出場所及び方法

質疑事項がある場合、質問書(様式-1)を用い、令和3年2月12日(金)17時00分までに、上記5の(1)に持参、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

なお、ファクシミリ又は電子メールによる場合は、必ず電話で送信確認をしてください。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

令和3年2月16日(火)までに、質問回答書(様式-2)を福島県道路公社ホームページ (<http://www.dorokosha-fukushima.or.jp/>) に掲載する。

7 プロポーザル参加申請書の提出について

プロポーザル参加申請書については、参加表明者の所属する協同組合等で1提案のみとし、下記により令和3年3月3日(水)17時00分までに上記5の(1)に1部持参してください。

なお、上記受領期限以降における申請書の内容変更及び再提出は認めません。

(1) 提出書(協同組合・共同企業体共通:様式-3-1、協同組合の場合は登記簿、定款、組合員名簿、事業計画書等の写し、共同企業体の場合は、様式-3-2・様式-3-3)

(2) 提案書等(様式-4-1、4-2、4-3、5-1、5-2、5-3、5-4)

(3) 提案書等の作成について

①提案書等は、別添の様式(様式-4-1、様式-4-2、様式-4-3、様式-4-4)に基づき作成する。

ア A4、片面使用、横書きとする。

イ 様式-4-1、様式-4-2、様式-4-3、様式-4-4には、今回の提案を評価項目毎に2枚以下(計8枚以下)にまとめて簡潔に記載すること。

ウ 文書を補完する図表、写真等を使用することも可とする。

エ 提案は、「連携・連絡体制に対する提案」「自動車専用道路の維持管理全般に対する提案」「緊急時の対応に関する提案」「料金収受に関する提案」について提案すること。

②業務実施体制（様式-5-1）、主要業務実績表（様式-5-2、様式-5-3）の作成に当たっては、以下の項目に留意すること。

ア 業務実施体制に記載した配置予定技術者のうち、主任技術者、除雪機械のオペレータ、料金収受員の資格・経歴等を記載するものとする。

イ 保有資格はそれぞれの様式に記載するものとする。

ウ 同種業務、交通管理業務、及び除雪業務実績は、提案要請の日から過去5年以内に業務した実績とし、記載件数は5件以内とする。なお、契約内容及び業務目的がわかる資料（契約書の写し、仕様書等）を添付すること。

8 プロポーザルの審査及び業務委託候補者の選定並びに契約の相手方の決定

プロポーザルの審査は、次の各号の定めるところによる。

- (1) プロポーザルの審査は、4に定める評価項目に基づき審査し、技術提案書の評価を行い、業務委託候補者1名及び次点の者を選定する。
- (2) 上記5の(1)は、申請書を提出したものに審査の参考とする資料の提示を求める場合がある。
- (3) 業務委託候補者には、当該業務内容について、単独随意契約により業務を委託する。
- (4) 審査結果については、企画提案書提出者全員に通知するとともに公表する。
- (5) この手続きに参加した者が、9(5)(6)の失格条項等に該当する場合は、その者とは契約の締結は行わない。なお、この場合は、次点の者を業務委託候補者とする。
- (6) 単独随意契約方法は、別記「契約の方法及び見積の条件」に基づき、見積合せによるものとし次のとおり行うものとする。

①見積合せの日時 令和3年3月24日(水) 午前10時00分

②見積合せの場所 福島県西白河郡矢吹町下宮崎166番地
福島県道路公社 会議室

9 失格条項等

次の各号の一つに該当する場合、プロポーザルは失格とする。

- (1) 申請書が、提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 申請書が、様式及び本要領に示された条件に適合しないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 申請書がに記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 申請書がに虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 審査委員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

10 各種様式等

プロポーザルの様式は、以下による。

①質問書	様式-1
②質問回答書	様式-2
③プロポーザル送付書（参加表明書）	様式-3-1
④共同企業体	様式-3-2、様式-3-3
⑤提案書	様式-4-1~4
⑥業務実施体制	様式-5-1
⑦主任技術者、除雪機械オペレーター業務実績表	様式-5-2
⑧受注管理業務実績	様式-5-3
⑨最寄ICまでの到着時間	様式-5-4

- | | |
|------------------|-------------------|
| ⑩プロポーザル審査結果通知書 | 様式-6-1 (業務委託候補者用) |
| ⑪プロポーザル審査結果通知書 | 様式-6-2 (次点者用) |
| ⑫プロポーザル審査結果通知書 | 様式-6-3 (非選定者用) |
| ⑬公募型プロポーザル方式審査結果 | 様式-7 |

※本プロポーザルで使用する各様式は、福島県道路公社ホームページ (<http://www.dorokosha-fukushima.or.jp/>) から取得することができます。

11 その他

- (1) 申請書に記載された個人情報、本業務においてのみ使用するものとし、本人の同意を得ずに第三者に開示することはない。
- (2) 提出された申請書は返却しない。
- (3) 申請書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された申請書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) プロポーザルの審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、業務委託候補者、次点者については、会社名を公表することを原則とする。また、業務委託候補者以外の者が選定されなかった理由について説明を求めた場合には、その者の取得点数を説明することとするが、各配点者(審査委員)の配点は非公開とする。
- (6) プロポーザルに係る見積合せは、令和3年2月福島県議会定例会において本事業に係る予算が議決されない場合は行わない。

別 記

契約の方法及び見積の条件

1 契約の方法

福島県道路公社会計規程第68条第1項第2号の規定により随意契約とする。

2 見積の条件等

見積の際提示すべき条件は次のとおりとする。

(1) 契約の相手方の決定

予定価格の制限範囲内の見積があった場合に契約の相手方として決定する。

なお、契約金額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 見積合せの方法及び契約金額の決定

1) 総価契約

ア 見積合せは各業務（工種）毎に行い、契約金額は各業務（工種）毎に決定された見積金額の合計額に消費税額及び地方消費税額を加えたものとする。

イ 見積書の提出時に、見積書と併せて見積内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたもの。）を提出すること。

2) 単価契約

ア 見積合せは、各業務（工種）毎に総価（合計額）で行うものとする。

イ 各契約単価は、各工種毎における予定単価の制限範囲内とする。

ウ 見積書の提出時に、見積書と併せて見積内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたもの。）を提出すること。

(3) 契約保証金

1) 総価契約

福島県道路公社会計規程第73条に定める契約保証金は、契約代金額の100分の5以上の額とする。ただし、会計規程第73条第3項の規定に該当する場合は免除する。

2) 単価契約

福島県道路公社会計規程第73条第3項の規定により免除する。

(4) 前 払 金

前金払いは行わないものとする。

(5) 委 託 期 間

委託期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(6) 委 託 契 約 書 等

委託契約書及び見積書は別に定めるものとする。

(7) 契約の確定時期

地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名、押印したときに確定する。

(8) 見積の際提示すべき書類は次のとおりとする。

設計書（金額抜き）、仕様書

(9) この見積は、福島県の予算承認後に効力を有することとなります。

あぶくま高原道路 道路管理等業務委託見積合せ心得

(目的)

第1条 福島県道路公社理事長が発注するあぶくま高原道路道路管理等業務委託契約に係る見積合せに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）は、法令に定めるもののほか、この心得の定めるところにより見積合せするものとする。

(見積合せ等)

第2条 見積参加者は、公告、契約書（案）、金額抜き設計図書、仕様書、契約の方法及び見積の条件及び現場等を熟知のうえ見積合せをしなければならない。

2 見積参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して見積書を提出することとする。

3 見積参加者は、見積書に加えて見積書に記載された見積金額に対応した見積内訳書（数量、単価、金額等を明らかにしたもの。以下同じ。）を提出しなければならない。

4 見積参加者は、前項に定めるほか見積合せ執行者が求めた場合は見積内訳書を提出しなければならない。

5 見積参加者は、代理人をして見積させるときは、その委任状を持参させ、見積合せ執行者の確認を受けなければならない。

6 見積参加者又は見積参加者の代理人は、当該見積合せに対する他の見積参加者の代理をすることができない。

7 見積参加者は、次の各号の一に該当する者を見積合せ代理人にすることができない。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

8 見積参加者又は見積参加者の代理人は、見積書を一旦提出した後は開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(見積の辞退)

第3条 指名を受けた者は、見積執行の完了に至るまでは、いつでも見積を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、見積を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより見積合せ執行者に申し出るものとする。

(1) 見積合せ執行前にあっては、見積合せ執行者に見積辞退届を直接持参又は郵送（見積合せ日の前日までに到達するものに限る。）する。

(2) 見積合せ執行中にあっては、見積辞退届又はその旨を明記した見積書を、見積合せ執行者に直接提示する。

3 見積を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な見積の確保)

第4条 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他法令の規定に抵触する行為を行ってはならない。

3 見積参加者は、見積のあたっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又

は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積参加者は、決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

(見積の取りやめ等)

第5条 見積参加者が不穩の行動をなす等の場合において、見積合せを適正に執行することができないと認められるときは、当該見積参加者を見積合せに参加させず又は見積合せの執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(見積書の無効等)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 見積参加資格のない者が見積した見積書
- (2) 郵便により提出された見積書（見積執行者が郵便による提出を指定したものを除く。）
- (3) 委任状を持参しない代理人が提出した見積書（見積執行者が郵便による提出を指定したものを除く。）
- (4) 同一事項の見積について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者が提出した見積書
- (5) 工事（委託、依頼業務）名、工事（委託、依頼業務）番号、工事（委託、依頼業務）箇所のいずれかが記載されていない見積書
- (6) 工事（委託、依頼業務）名、工事（委託、依頼業務）番号、工事（委託、依頼業務）箇所のいずれかが通知書と一致しない見積書（軽微な誤字・脱字等であって、意思表示が明瞭であるものを除く。）
- (7) 商号又は名称、押印のいずれかがない見積書
- (8) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない見積書
- (9) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- (10) 鉛筆書きによる見積書
- (11) 同一人が同一事項に対して2通以上の見積をした場合において、その前後を判別することができない見積書又は後発の見積書
- (12) 見積内訳書を提出しない者が見積した見積書（見積執行者が見積内訳書の提出を求めたものに限る。）
- (13) 見積内訳書の積算価格と見積書の見積金額が一致しない（見積内訳書の積算価格と見積書の見積金額の差が千円未満である場合は除く。）見積書（見積執行者が見積内訳書の提出を求めたものに限る。）
- (14) 入札制度等監視委員会において談合の事実が確認された又は談合の疑いが払拭できないとされた場合の見積書
- (15) その他、見積通知、見積心得、契約の方法及び見積の条件等において示した条項に違反して見積した見積書

(落札者の決定)

第7条 予定価格の制限範囲内の見積があった場合に契約の相手方として決定する。ただし、別に定める場合は、この限りでない。

2 決定となるべき同価の見積をしたものが二人以上あるときは、直ちに当該見積者にくじを引かせて決定者を定める。この場合において、当該見積者のうちくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該見積合わせ執行事務職員がくじを引くものとする。

3 くじは、あみだ方法で行うものとし、初めにくじを引く順番を決めるくじを行い、その後契約相手方を決定するくじを行うものとする。

4 不動産鑑定評価及び登記事務業務委託にかかる見積合わせのくじの場合は、第2項、第3項による方法ではなく、別途定めるくじの方法によるものとする。

(再度見積)

第8条 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の見積がないときは、直ちに再度の見積合せを行う。

(契約保証金等)

第9条 契約保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、決定者は、福島県道路公社理事長が指示する契約書案に住所・氏名その他必要な事項を記載し、これに記名押印し、関係書類を添えて落札決定の日から起算して7日以内に、これを福島県道路公社理事長へ提出しなければならない。ただし、福島県道路公社理事長の書面による承諾を得たときは、この期間を延長することができる。

4 決定者が、前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、見積決定は、その効力を失う。

(共同企業体に関する事項)

第11条 共同企業体が見積合わせに参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から見積に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、見積合わせに参加しなければならない。

(質問及び異議の申立て)

第12条 見積参加者は、この心得に疑義がある場合は、その疑義について見積合せ前において質問することができる。

2 見積参加者は、見積書の提出後、第3条第1項に規定する事項及びこの心得についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。